

企画乗車券取扱規則

2013.4.1 制 定

(目的)

第 1 条 この規則は、阪神電気鉄道株式会社(以下「当社」という。)と旅客との間で締結する、当社線(本線、阪神なんば線及び武庫川線をいう。以下、同じ。)内で利用可能な企画乗車券による当社線の旅客の運送等に関する契約について合理的な取扱方を定め、もって旅客の利便性向上と当社の事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

- 第 2 条** 「企画乗車券」とは、当社が特別の運送条件を定めて発売する普通乗車券をいう。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社が委託する旅行代理店が発売する船車券と企画乗車券を引き換えることがある。
- 3 前各項に規定する企画乗車券と併せて観光施設入場券等を発売することがある。

(適用範囲)

- 第 3 条** 企画乗車券による当社線に係る旅客の運送等に関する契約については、この規則が適用され、契約の内容となる。
- 2 企画乗車券による利用が可能な社局線内のうち、当社線以外の運送等の取扱いについては、当該社局の定めるところによる。

(名称)

第 4 条 企画乗車券の名称は、その都度定める。

(発売及び引換期間)

第 5 条 企画乗車券の発売及び引換期間は、その都度定める。

(有効期間)

第 6 条 企画乗車券の有効期間は、その都度定める。

(有効区間)

第 7 条 企画乗車券の有効区間は、その都度定める。

(発売額)

第 8 条 企画乗車券の発売額は、その都度定める。

(発売及び引換箇所)

第 9 条 企画乗車券の発売及び引換箇所は、その都度定める。

(効力)

第 10 条 企画乗車券の効力は、その都度定める。

(改札及び引渡し)

第 11 条 企画乗車券を使用する旅客は、旅行を開始する際及び旅行を終了する際に、係員又は改札機によって改札を受けるものとする。

(再発行)

第 12 条 企画乗車券の紛失、磁気不良等による再発行は、その都度定める。

(払いもどし)

第 13 条 企画乗車券の払いもどしは、その都度定める。

(乗車変更)

第 14 条 企画乗車券を所持する旅客の乗車変更の取扱いは、その都度定める。

(様式)

第 15 条 企画乗車券の様式は、その都度定める。